



- ・ **起業、事業承継、業種転換、施設拡張**などの際の**工事費等を補助**（これまでの活用実績：57件）。
- ・ 令和4年12月に**中小企業等振興条例**を制定し、これまでの事業者支援の取組を継続しつつ、より強化していくために、令和5年度、令和6年度に**事業者支援の補助制度を拡充**。※随時募集中

＜制度拡充の内容＞ ※補助率、補助上限額、対象経費等は変更なし

- **複数回の活用が可能に**（R5）
過去に本制度を活用した事業者が営業を継続し、**補助金の額確定から3年経過すれば、再度活用可能**
- **補助要件の追加**（R5）
実施する事業内容に応じて**綺羅カードやe旅納税等地域経済循環に取り組む団体への加入**を追加
- **必要書類の追加**（R5）
商工会による事前審査時の提出書類として**複数年次の経営計画**を追加
- **営業地要件の緩和**（R6）
「**ニセコ町内で1年の営業日の半分を超えて営業すること**」を要件に、町外出店等にも取り組む事業者も対象へ
※キッチンカー等を想定

＜制度の概要＞ ※商工会による事前審査が必要

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内消費拡大による地域経済への利益循環効果 ・ 事業者数の増加による産業基盤の安定化と活性化 ・ 新規事業所（店舗等）参入による既存事業所への意識高揚 等
補助対象者 ※商工会員又は会員になる旨要確約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業者 ・ 事業承継者 ・ 未使用施設の事業所活用者 ・ 業種転換者 ・ 施設拡張者 ・ 町が指定する計画等に基づき事業所の建替え・移転を行う者
補助対象経費	改築、増築、新築工事を行う場合の工事費等
補助金の上限額	1事業あたり100万円以内 ※工事費の合計が60万円を超えること、備品類は1件10万円以上
補助率	1 / 3以内